

No.

土木工事標準積算基準書

令和3年10月

令和4年3月 一部改定（第1回）

令和4年5月 一部改定（第2回）

山梨県 県土整備部

所属	
氏名	

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考																									
現	行	改 正	備 考																									
<p>2 付 加 利 益 (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与（損金算入分を除く） (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>3 一般管理费率等の算定 一般管理费率等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理费率等を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 なお、一般管理费率等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>4 一般管理费率等の補正 (1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。なお、前払金の保証がない工事は、一般管理费率等の補正の対象外である。 1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理费率等は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理费率等に乗じて得た率とする。 2) 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第3の補正值を加算したものを一般管理费率等とする。 (2) 支給品等の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理费率等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。 (3) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について 自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理费率等の対象とする。</p> <p>別表第1 一般管理费率等 (1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>工 事 原 価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理费率等率</td> <td>22.72%</td> <td>一般管理费率等率算定式により算出された率</td> <td>7.47%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理费率等率算定式] $Gp = -5.48972 \times \text{LOG}(Cp) + 59.4977$ (%) ただし、Gp：一般管理费率等率 (%) Cp：工事原価 (単位円) (注) 1. Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>別表第2 一般管理费率等の補正</p> <table border="1"> <tr> <td>前払金支出割合区分</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> </tr> <tr> <td>補 正 係 数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注) 別表第1で求めた一般管理费率等に当該補正係数に乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>別表第3 契約保証に係る一般管理费率等の補正</p> <table border="1"> <tr> <td>保 証 の 方 法</td> <td>補正值(%)</td> </tr> <tr> <td>ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース3：ケース1及び2以外の場合。</td> <td>補正しない</td> </tr> </table> <p>(注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり。 予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合 2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。</p> <p style="text-align: center;">I-3-①-2</p>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理费率等率	22.72%	一般管理费率等率算定式により算出された率	7.47%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01	保 証 の 方 法	補正值(%)	ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。	0.04	ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09	ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない	<p style="text-align: center;">現 行 通 り</p>	<p style="text-align: center;">記載の変更 (改定に伴う)</p>
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																									
一般管理费率等率	22.72%	一般管理费率等率算定式により算出された率	7.47%																									
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																								
補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01																								
保 証 の 方 法	補正值(%)																											
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。	0.04																											
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09																											
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない																											
積算上の注意事項		現 行 通 り	(控え頁)																									

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
現	行	改 正	備 考
<p>2 共通仮設費の調整計算の方法</p> <p>(1) 積上げ計算部分</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 運 搬 費 実態に合わせ調整する。 2) 事業損失防止施設費 実態に合わせ調整する。 3) 安 全 費 実態に合わせ調整する。 4) 技術管理費 実態に合わせ調整する。 5) 営 繕 費 実態に合わせ調整する。 6) その他の共通仮設費 実態に合わせ調整する。 <p>(2) 率計算部分</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 工種の適用 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。 <p>(3) 調整計算の方法 現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。 調整の一般式は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 調整の一般式は次のとおりとする。 $A \leq (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$ <p>A：当該追加工事の共通仮設費 B：現工事の共通仮設費対象額 D：合算工事の共通仮設費対象額 $\gamma 1$：Dに相当する主たる工種の共通仮設費率 $\gamma 2$：Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率</p> <p>ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。</p> <p>また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> 2) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。 なお、除雪工事で現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の調整計算も同様である。 $A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$ <p>A：当該追加工事の共通仮設費 B：現工事の対象額 C：当該追加工事の対象額 D：合算工事の対象額 $\beta 1 = \beta ① \cdot S r ①$：Dに相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率（%） なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 $\beta ①$：Dに相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率 ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。 $S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$ <p>S r ①：(B+C)に相当する主たる工種の補正係数 S r ②：Bに相当する現工事の工種の補正係数 S r ③：Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数 なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> </p> <p style="text-align: center;">I-4-①-2</p>	<p style="text-align: center;">現 行 通 り</p> <p style="text-align: center;">(3) 調整計算の方法 現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。 調整の一般式は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">現 行 通 り</p>	<p style="text-align: center;">記 載 の 削 除 (重 複)</p>	
積算上の注意事項			(控え頁)

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	橋梁工
----	-----

改正理由	一部改正	現 行	改 正	備 考		
		現 行	改 正	備 考		
		<p>2) 間接工事費 間接工事費は、間接労務費と工場管理費からなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間接労務費 間接労務費は工場製作にかかる間接費で、間接作業賃金、事務技術職員給与、間接外注費、横持運搬費からなり、製作費の中に計上された直接労務費に対して、間接労務費率 <u>37.6%</u> を乗じて求める。 ・工場管理費 工場管理費は工場製作にかかる間接費で、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信・交通費、動力・用水・光熱費、交際費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、動産賃貸料、電算関係費、雑費からなり、直接工事費と間接労務費の和である純工事費から材料費（但し、工場塗装に係る材料費は除く）を除いた額に工場管理費率 <u>28.8%</u> を乗じて求める。 <p>3) 一般管理費等 一般管理費等は、工場製作原価（直接工事費+間接工事費）に「第1編第3章①一般管理費等」に規定する一般管理費等率を乗じて求める。</p> <p>4) 消費税等相当額 消費税等相当額は、工事価格に消費税の税率を乗じて得た額を積算するものとする。</p> <p>5) 材料等の価格等の取扱い 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。</p> <p>(2) 架設工事</p> <p>1) 直接工事費 直接工事費は、輸送費、架設費、現場塗装費及び橋面工事費（床版工事費、照明工事費など）について積算するものとする。</p> <p>2) 間接工事費 間接工事費は、共通仮設費と現場管理費からなるものであり、「第1編第2章工事費の積算②間接工事費」によって求める。</p> <p>3) 一般管理費等 一般管理費等は、架設工事原価（直接工事費+間接工事費）に「第1編第3章①一般管理費等」に規定する一般管理費等率を乗じて求める。</p> <p>4) 消費税等相当額 消費税等相当額は、工事価格に消費税の税率を乗じて得た額を積算するものとする。</p> <p>5) 材料等の価格等の取扱い 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。</p> <p>(3) 架設工事</p> <p>2. 材 料 費</p> <p>2-1 鋼材単価の決定時期 鋼材単価は、原則として公告日(指名通知日)における市場価格とする。</p> <p>2-2 鋼材のベース価格 ベース価格とは、一般に鋼材の販売価格の基礎となるものであって、定められた基準のものをいい、積算においては原則として物価資料による高炉メーカーの販売価格によるものとする。 ただし、ボルト類、鉄筋用丸鋼、鋳鍛造品、非鉄金属、パイプ等は、高炉メーカー以外の製品を使用し得る。</p> <p>2-3 エキストラ (1) 規格エキストラ 形鋼、鋼板とともに、物価資料等に示された規格エキストラ（特別仕様エキストラ含む）を加算する。 (2) 寸法エキストラ（鋼板についてのみ適用する） 1) 中厚板（中板、厚板） 標準的な寸法、構造諸元の橋梁の場合、巾、長さに関する寸法エキストラとしては、次の値を標準として用いてよい。</p>	→	<p>2) 間接工事費 間接工事費は、間接労務費と工場管理費からなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間接労務費 間接労務費は工場製作にかかる間接費で、間接作業賃金、事務技術職員給与、間接外注費、横持運搬費からなり、製作費の中に計上された直接労務費に対して、間接労務費率 <u>40.8%</u> を乗じて求める。 ・工場管理費 工場管理費は工場製作にかかる間接費で、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信・交通費、動力・用水・光熱費、交際費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、動産賃貸料、電算関係費、雑費からなり、直接工事費と間接労務費の和である純工事費から材料費（但し、工場塗装に係る材料費は除く）を除いた額に工場管理費率 <u>33.5%</u> を乗じて求める。 <p>3) 一般管理費等 一般管理費等は、工場製作原価（直接工事費+間接工事費）に「第1編第3章①一般管理費等」に規定する一般管理費等率を乗じて求める。</p> <p>4) 消費税等相当額 消費税等相当額は、工事価格に消費税の税率を乗じて得た額を積算するものとする。</p> <p>5) 材料等の価格等の取扱い 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。</p> <p>(2) 架設工事</p> <p>1) 直接工事費 直接工事費は、輸送費、架設費、現場塗装費及び橋面工事費（床版工事費、照明工事費など）について積算するものとする。</p> <p>2) 間接工事費 間接工事費は、共通仮設費と現場管理費からなるものであり、「第1編第2章工事費の積算②間接工事費」によって求める。</p> <p>3) 一般管理費等 一般管理費等は、架設工事原価（直接工事費+間接工事費）に「第1編第3章①一般管理費等」に規定する一般管理費等率を乗じて求める。</p> <p>4) 消費税等相当額 消費税等相当額は、工事価格に消費税の税率を乗じて得た額を積算するものとする。</p> <p>5) 材料等の価格等の取扱い 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。</p> <p>(3) 架設工事</p> <p>2. 材 料 費</p> <p>2-1 鋼材単価の決定時期 鋼材単価は、原則として公告日(指名通知日)における市場価格とする。</p> <p>2-2 鋼材のベース価格 ベース価格とは、一般に鋼材の販売価格の基礎となるものであって、定められた基準のものをいい、積算においては原則として物価資料による高炉メーカーの販売価格によるものとする。 ただし、ボルト類、鉄筋用丸鋼、鋳鍛造品、非鉄金属、パイプ等は、高炉メーカー以外の製品を使用し得る。</p> <p>2-3 エキストラ (1) 規格エキストラ 形鋼、鋼板とともに、物価資料等に示された規格エキストラ（特別仕様エキストラ含む）を加算する。 (2) 寸法エキストラ（鋼板についてのみ適用する） 1) 中厚板（中板、厚板） 標準的な寸法、構造諸元の橋梁の場合、巾、長さに関する寸法エキストラとしては、次の値を標準として用いてよい。</p>	→	記載の変更 (改定に伴う)
		IV-7-①-2	IV-7-①-2			